

扶養申請(加入)の注意点等について

【申請届の記入上の注意点】

- すべて事実を記入してください。(万一、虚偽の申請により扶養認定を受けたことが判明した場合は資格を遡って取消し、その期間にTOTO健康保険組合が負担した医療費等は被保険者に請求させていただきます。)
- 記載事項を間違えて記入された場合は、二重線で消し、訂正箇所には訂正印を押してください。(修正液での訂正は不可。捺印はスタンプ印でも可)
- 太枠内は、すべて記入してください。□についてはレ点で記入してください。記入・捺印漏れがあった場合は受付できません。
- 「扶養申請日」とは、結婚・出生などの**異動が発生した日**となります。ただし、退職・雇用保険受給終了の場合はその翌日となります。
- 同居とは、住民票上も同一世帯で住居および生計をとともにしている状態をいいます。世帯分離(同一の住所に世帯主が二人)の場合は、別居扱いとなります。

【提出書類について】

- 届出は**異動が発生した日(婚姻日・出生日等)から14日以内に提出**してください。
※14日以内に届出を受理した場合は、異動発生日が扶養認定日となります。
14日以上経過した場合は異動発生日が扶養認定日とはならないため、速やかに書類を提出してください。(ただし、出生の場合は出生年月日が扶養認定日となります。)
- TOPASより健康保険扶養申請の登録後、「健康保険被扶養者届(加入)」および「収入状況届」を出力し、添付書類と一緒に提出してください。
※出生は「収入状況届」および添付書類は不要
- 添付書類は、「添付書類一覧表」で該当する項目を確認の上、必要とする添付書類をすべて提出してください。添付書類に不備があった場合は手続きが遅れます。
- 扶養申請の内容によって別途、TOTO健康保険組合が必要とする書類を提出していただく場合があります。
- 扶養する方に被保険者以外の優先扶養義務者や同居家族がいる場合、その家族の収入状況関係書類を提出していただきます。

【扶養の認定について】

- 「健康保険被扶養者届(加入)」および必要書類一式が提出され、健保組合が審査のうえ扶養認定日を決定するため、扶養申請日と扶養認定日が異なる場合があります。
- 主として被保険者の収入によって生計維持されていない方、年間収入が被扶養者の収入範囲を超える方、役員報酬を受け取っている方、委託業者などから国民健康保険に加入することが義務付けられている方、後期高齢者医療制度に加入されている方、生活保護を受給されている方は被扶養者として認められません。
- 自営業者で次の要件に該当する方は収入金額に関係なく被扶養者とはなりません。(税務署へ開業届を提出している方、または、従業員(親族含む)を雇用し事業を行っている方)ただし、この要件に該当せず、年間の自営業収入(総売上金額-売上原価)が被扶養者の収入範囲内であった場合は、被扶養者として認められます。

【書類提出先】

本籍会社	提出先
TOTO	TOTO健康保険組合 (TOTO本社内・TOTOビジネッツ(株) 年金健保グループ) 〒802-8601 北九州市小倉北区中島2丁目1番1号 (TEL:093-951-2182/7-11-2182)
グループ会社	グループ会社 人事担当課